

工事費内訳書取扱要領

平成16年9月24日
県土整備部技術企画課

第1 趣旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、県が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算能力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事等

建設工事に係る競争入札に参加しようとする者は、工事費内訳書を提出しなければならない。

第3 様式及び記載方法等

(1) 工事費内訳書（別記様式）

- ① 工種等欄には、積算体系のレベル2相当の内訳を記載する。
- ② 工事費内訳書の合計額である工事価格（消費税免税事業者については、工事価格の110分の100）は、入札金額と一致させる。

(2) 積算根拠の提出

入札参加者は、発注機関の長から当該工事費内訳書の積算根拠を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

第4 提出の方法等

- (1) 工事費内訳書は、原則として電子入札システムにより入札書とともに提出する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日定め）第12条の規定により入札書を書面により提出する場合は、工事費内訳書についても書面により提出するものとする。
- (3) 入札参加者は提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第5 入札参加希望者への周知

入札公告により行う。

第6 審査方法等

(1) 審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した工事費内訳書について、第7の取扱基準に従い、その内容を確認することにより行うものとする。

(2) 審査の期限

工事費内訳書の審査は、条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日定め）第15第5項又は建設工事における指名競争入札実施要領（平成25年7月1日定め）第15条第6項に規定する入札参加資格確認の期限までに行うものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項

に規定する総務大臣が定める額以上の建設工事については、一般競争入札実施要領（平成15年4月1日定め）第15に規定する落札者決定までに行うものとする。

第7 取扱基準

次の各号のいずれかに該当する場合は、条件付一般競争入札実施要領第20の（4）又は一般競争入札実施要領第16の（4）に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効として取り扱う。なお、談合の疑いがある場合にあっては、宮崎県談合情報対応マニュアル（平成8年1月4日定め）の定めるところにより処理する。

- ① 工事費内訳書が未提出の場合
- ② 提出された工事費内訳書が未記入である場合
- ③ 当該工事と関係ない工種が記載されている、又は、当該工事に必要な工種が記載されていない等、明らかに別の工事の工事費内訳書と判断される場合

第8 工事費内訳書の取扱い

- (1) 提出された工事費内訳書は返却しない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会等へ提出する場合がある。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 本要領の実施日において、公告又は指名通知を行っていた場合における当該入札の工事費内訳書の取扱いについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行の日において、既に公告を行っている入札に係る工事費内訳書の取扱いについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 本要領の施行の日において、既に公告を行っている入札に係る工事費内訳書の取扱いについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月3日から施行する。
- 2 本要領の施行の日において、既に公告を行っている入札に係る工事費内訳書の取扱いについては、従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

2 本要領の施行の日において、既に公告を行っている入札に係る工事費内訳書の取扱いについては、従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。